

議案第二号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正するものとする

昭和三十八年三月十一日 提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年条例第九号)の一部を次のように改正する

第一条に規定する報酬を次のように改める

議長	月額	一七、〇〇〇円以内
副議長	〃	一四、〇〇〇円以内
議員	〃	一一、〇〇〇円以内

第四条中第二項に規定する別表を次のように改める

別表

区分	鉄道賃		船賃	車馬賃 (二料につき)	日当(一日につき)		宿泊料(一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
	県内	県外			県内	県外	県内	県外
議長	二等運賃	一等運賃	七級運賃	六円	三〇〇円	三五〇円	一五〇〇円	一八〇〇円
副議長	〃	〃	〃	六円	三〇〇円	三五〇円	一五〇〇円	一八〇〇円
議員	〃	〃	〃	六円	三〇〇円	三五〇円	一五〇〇円	一八〇〇円

第五条中「百分の九十五」とあるを「百分の百」に「百分の百七十」とあるを「百分の百九十」に改める

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十八年一月一日より適用する

但し第四条に規定する旅費については昭和三十八年四月一日より適用する